

第11章 商工会組織

商工会組織の問題点

中国における外国の商工会は、外国商会管理臨時規定によって管理監督されているが、この規定では一国について一つの「商会」しか認めていない。このため、北京の中国日本商会は民政部から認可された唯一の日本の商工会組織である一方、他地域の多くの日系商工会組織は未公認組織となっている。

中国には、進出日系企業で構成される商工会組織が40以上ある。それぞれが独立運営されており、会員間の相互扶助、地元政府との交流、会員企業の事業展開に対する支援、地元社会への貢献など、重要な役割を果たしている。参考までに、会員企業・団体数の多い商工会を順に並べると、上海(2,302)、大連(763)、北京(682)、香港(666)、広州(613)、蘇州(595)、深圳(452)、青島(387)となる(出所:2015年全国日本人交流会会議資料)。なお、中国における在留邦人は2014年10月現在13万3,902名(出所:平成26年度外務省領事局政策課海外在留邦人数統計)で、多くは中国各地の日系企業で働く者とその家族である。

こうした商工会組織は、製造、貿易、サービス事業など企業のビジネス活動が円滑に進められるようさまざまな支援と協力を行ってその実現を図り、中国の経済社会の発展、日中両国経済関係の深化、ひいてはグローバル経済の進展に貢献していこうという団体である。

支援すべき事項の中でも専門的な技術的知見を必要とするテーマに関しては、小グループを設けて情報交流や検討を行っており、地域を越えた交流へと発展しているケースもある。例えば、知的財産権(商標・特許等)に関するグループでは、北京市・上海市・広州市で情報を共有して連携を深めるとともに、さらなる成果実現に向け一体的な活動を行っている。また最近では、危険化学品分野において、中国の関係当局や欧州の業界との交流・対話を積極的に進め、企業の円滑な事業展開に大きな成果を上げており、メディカル(医薬品・医療機器)分野に化粧品業界も加わったライフサイエンスグループでも本格的に対外交渉活動を開始した。ビジネスに大きな影響を与える政策・施策について、日中双方の政府当局者を交えた交流会がそれぞれの分野で実現するなど効果的な取り組みが相次いでいる。

こうした取り組みは、日系企業のみならず中国企業だけでなく、中国企業のビジネスならびに中国人民の生活を充実・向上させる極めて公益的に意義の大きい活動であり、今後さらに中国の中央政府、地方政府および関係機関と緊密な連携関係を構築していきたい。中国の各関係当局において積極的に我々と対話・交流する機会を設けていただけ

れば幸いである。

また、各地の商工会組織は、より公益的性格の強い社会貢献活動をそれぞれの地域で行っている。例えば、小中学校やその生徒たちへの援助、災害被災者救済のための義捐金提供などである。こうしたことを含め、中国で起きる各種の出来事(政治・経済・制度・環境・邦人保護等)に対し、各地の日系社会・商工会組織で情報と知見を共有することが強く求められている。

一方で、中国各地の商工会組織はそのほとんどが未公認団体という位置付けとなっていることから、次のような運営上の困難に直面しているケースが少なくない。

- (1) 当該地方政府との交流・交渉において、未公認団体であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある。
- (2) 当該組織としての銀行口座を開設できない。
- (3) 専任事務局を必要として事務所や職員を置く組織において、事務所借用であるとか、職員の身分保証やビザ取得などに苦慮している。

外国商会管理臨時規定は、外国商会を「国別に設立」することを規定しており、これが一国一商会の根拠となっている。しかし、中国は地理的に広大であり外国企業の進出先も大都市に広がっている。各地域においてそれぞれ実情に合った商工会組織の運営・活動が可能となるような規制の緩和と融通性のある運用を盛り込んだ規定の整備が望まれる。これにより、中国社会と外国企業の一層の交流促進が図られ、中国進出外国企業の健全な事業経営および中国経済の持続的な発展への道が拓けるものと考えられる。

<建議>

各地域の商工会および日本人会に対し法人格を与える等、融通性のある活動ができる外国商会管理規定への改正を要望する。